

◆（36番広田まゆみ君）（登壇・拍手）

東日本大震災や福島原発事故の影響が続く中、加速する生産年齢人口の減少と、高齢者の絶対数の増加に伴う地域社会への影響や、厳しい経済・雇用情勢など、私たちの北海道は、さまざまな課題に直面をしています。

経済成長とは何なのか、暮らしの豊かさ、幸せとは何なのか、一人一人の価値観が大きく変化し、これまでの延長線上ではない、新たな視点を持った政策展開が迫られています。

道においても、平成24年度の重点政策の基本的な考え方として、同様の情勢認識を示されていることは承知していますが、問題は、このことが実際の道政運営にどのように反映されているのか、道庁内外に、その政策展開の基本姿勢がわかりやすく発信されているのかどうか、検証することが必要だと考えます。

そうした観点から、以下質問いたします。

まず、東日本大震災の教訓を踏まえた、自治体間の連携の強化について伺います。

震災後、多くのNPOなど民間団体や自治体間で、さまざまな支援の取り組みがありました。特徴的なことは、震災直後の混乱の中でも、支援の取り組みが機能したところは、日常的な交流や訓練、連携協定のあった自治体間でした。

また、震災直後、自治体機能が喪失する中で、広域自治体の対応力が乏しかったことは、厳しく受けとめておく必要があります。

広域自治体が何をすべきなのか。私は、本来は、岩手県遠野市が沿岸市町村に対して行った支援機能を道や振興局が担うことが理想と考えますが、そこには、抜本的な改革が望まれるところでは。

当面、私は、道の役割として、災害時の自治体連携協定を契機として、日常的な特産品の交流や二酸化炭素の排出量取引なども含めた包括的な連携協定を推進すべきと考えます。

この包括連携協定のモデルとしては、下川町と横浜市戸塚区の連携協定があります。これは、カーボンオフセットから、友好協定の締結に至ったもので、災害時の連携も協議されると聞いております。

道内でも、札幌市のように、エネルギー、食の自給率も低く、災害にも弱い都市部にとって、農山漁村との連携はセーフティネットの一つであります。

知事は、公約において、都市と農村の交流を掲げられていますが、具体的な取り組みは、農村を紹介する情報誌の発行にとどまっています。

私は、東日本大震災における自治体連携の議論を契機に、道が仲人役となり、より戦略的な自治体間連携に取り組むべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、被災地支援の今後のあり方について伺います。

北海道は、昨年から、被災地の子どもたちの一時避難や保養の受け入れ支援を行っており、今年度分においても、既に予算額を超える応募が来ていると承知しています。

私としては、厳しい財政状況のもとではありますが、被災自治体の子どもたちを中心とした、一時避難、長期保養、避暑などの受け入れを、引き続き道民全体で支えていくことが必要だと考えています。

北海道観光にとって重要な課題である、通過型の景観観光から、長期滞在型の体験型観光へのシフトにもつながる可能性のある取り組みであり、実際に、環境教育や学力向上のプログラムなど、受け入れ側の質の充実も求められる段階に入りつつあります。

被災自治体の考え方や、道内の受け入れ団体の経験なども踏まえ、東日本大震災を契機として始まった、子どもたちの一時避難、保養の支援事業の継続に向けて、部の枠を超えた検討が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、北海道の環境政策について伺います。

これまで、環境政策を議論する際に、経済成長との調和という前提がありました。私は、これからの北海道の環境政策の基本に、規制なくして技術革新なし、技術革新なくして北海道の

持続可能な発展や中小企業の活性化なしということを大前提に置き、知事及び環境生活部の高いリーダーシップに期待するものです。

これから、環境配慮契約、地球温暖化対策、PCB廃棄物対策に関して質疑させていただきますが、震災以降、経済産業省、国土交通省にも対峙できる規制庁としての環境省の機能強化の必要性を強く感じるとともに、これまで規制緩和が中心に語られていた道州制特区や地方分権の議論を、北海道にとって優位性のある環境分野の規制強化を行えるための権限移譲の議論に変えていくべきではないかとも考えるところであります。

そうした基本姿勢に立って、以下伺います。

環境配慮契約法についてですが、第1回定例会で、環境配慮契約法に基づいた環境配慮契約方針の策定について検討を要請しましたが、その検討状況や、他府県の策定状況はどのようになっており、課題として何が挙げられ、道は、今後、どのように取り組むのか、伺います。

次に、地球温暖化防止対策条例について、7点伺います。

道は、地球温暖化防止対策条例に基づき、道内の温室効果ガスの排出状況について、今回初めて、その実態を把握したものと承知しています。

他府県が、事業者の排出状況の公表にとどまる中で、道の取り組みを評価するところですが、その結果はどうだったのか、その結果をどう評価しているのか、伺います。

また、それに関して、計画で定めた当面の削減目標と比較しての見解を求めます。

次に、削減目標について伺います。

私としては、今回の排出抑制は一定程度の成果を上げたと考えておりますが、この結果は、議員提案により、道議会の全会一致で策定した条例の効果及び関係者の努力によるものと言えます。

一方で、そもそも計画で示した目標が低過ぎたのかどうか、その妥当性もあわせて検証していく必要があります。

温暖化対策推進計画では、森林の二酸化炭素吸収について、新たな政策が示された時点で、目標を追加修正するとしています。

この際、修正に当たっては、今回の削減結果を踏まえ、より高い目標を掲げるべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、廃棄物処理業者の排出状況について伺います。

公表された資料によると、事業者は全部で19に分類されています。平均で、全体で4.1%削減となっていますが、その内訳を見ますと、25.3%を削減した情報通信業から、逆に3.4%の排出増加となったサービス業まで、ばらつきが見られます。サービス業に分類された16の業者のうち、11は廃棄物処理業者です。

私としては、一つの仮説として、環境生活部任せにして、他部所管の事業所の排出が削減されていないことを想定していましたが、今回は逆の結果となりました。

環境生活部所管の廃棄物処理業者において、削減ではなく、増加となった結果をどう評価しているのか、また、今後、いかなる対策をとろうとしているのか、あわせて伺います。

次に、条例の対象事業者について伺います。

今回、集計報告をされた事業者のほかに、条例では、一定規模以上の駐車場を設置する者、家電量販店、自動車販売事業者などにも、さまざまな義務を課しています。

条例制定後、今日までの実態をどのように把握しているのか、伺います。

また、条例で定める対象者について、実態の把握に不十分さがあるとすれば、義務を課すべき対象を確実に把握する手法を確立する必要があると考えます。例えば、条例で定める対象者を届け出制にするなども一案と考えますが、いかがか、伺います。

次に、条例の運用について伺います。

この地球温暖化防止対策条例は、事業者や道民に責務や義務を課すだけではありません。効果的な取り組みを自主的に行っている場合、対象事業者ではなくても、それを広く道民にアピールする仕組みとしても、より創意工夫すべきと考えます。

例えば、札幌市内の銭湯や、理容、美容、クリーニングなど、小規模であっても、カーボン

オフセットなどの取り組みがあれば、個々に、あるいは業界ごとに紹介する仕組みなども、私としては検討しているところです。

少なくとも、条例で定める特定業者が、計画書や実績報告書に、カーボンオフセットの取り組みなども記載できるように工夫してはどうかと考えますが、いかがか、伺います。

地球温暖化防止対策条例に関して、最後に、条例のバージョンアップについて伺います。

条例に基づき、まず計画書が提出され、その1年後に実績報告書が提出され、1サイクルが経過しました。もとより、この条例により、温暖化対策の実効が上がっているかどうか、外部評価を受け、不十分な点は改善していくことになっています。

東日本大震災を契機にして、道民の皆さんの間には、これまでになく、省エネ・新エネ対策についての機運が高まりつつあります。

こうした道民意識の変化を踏まえ、さらに意欲的な行動を引き出すためのルールづくりも求められます。条例全体のバージョンアップについても検討する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、PCB廃棄物対策について、3点伺います。

津波浸水予想地域の保管状況について伺いますが、平成22年3月末現在の届け出だけでも、全国で9万カ所に上るところでPCB廃棄物が保管されています。今回の東日本大震災で、津波によるPCB廃棄物の流出も明らかになり、早期の処理完了が求められています。

道においては、津波浸水予想地域に保管されているPCB廃棄物の処理を優先的に行うべきと考えますが、道における保管場所、保管台数の把握状況と、そのうち、津波浸水予想地域のものはどの程度か、伺います。

次に、未届け分の掘り起こしについてですが、平成10年度の厚生省の調べによりますと、PCBを含む使用済み安定器は約2000万台とされますが、環境省への届け出は、平成21年度末現在で600万台程度にとどまっています。

未届け分の把握が重要であり、建設部、経済部、電気工事組合などの関係団体とも連携して、未届け者の掘り起こしに努めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、PCBを含む安定器等の解体のルール化についてですが、先行して安定器の処理が行われている北九州などでは、PCBを含む機器を、処理費の負担軽減や現場の慣行などにより、処理施設に持ち込む前に解体する事例などが報告されていました。

環境省は、PCBは常温でも相当揮発することがわかっているため、解体せずに処分場に持ち込むことが望ましいとしてきましたが、今回初めて、解体を行う場合には、PCBの飛散や揮発により、周辺への影響が出ないように、ルール化を検討し始めたことと承知しています。届け出制などの必要性を含め、道としての考え方を伺います。

次に、北海道の中小企業政策に関し、今回は、中小企業振興基本条例を中心にして伺います。

まず、道における中小企業振興基本条例の策定の必要性についてですが、中小企業憲章が閣議決定されて2年たち、道内では、11の市町村自治体で中小企業振興基本条例が策定をされました。

中小企業の基本理念として、中小企業は国家の財産であることや、これまで大企業に重きを置く風潮や価値観が蔓延していましたが、中小企業こそが、地域の不安解消、問題解決のかぎとなる医療、福祉、情報通信技術、環境・エネルギーなどの分野で、地域活性化、地域の問題解決に向け、努力と創意工夫を重ねる変革の担い手として位置づけられています。

道には、4月に見直しをしたばかりの産業振興条例があることは承知していますが、私としては、北海道の観光振興政策や、これから質問するフード特区などの取り組みについての検証をする中で、なぜ、投資が道外に漏れてしまうのか、なぜ、地域経済の活性化や地域の所得向上に、具体的に道の経済政策や産業振興施策が繋がっていないのか、考えてきましたが、私は、この中小企業憲章の理念が、道の経済政策、産業振興施策の中に体系的に貫かれていないことが一つの要因ではないかと考えているところです。

他府県における中小企業振興基本条例の策定の状況と、道における中小企業振興基本条例策定の必要性の認識をまず伺います。

次に、市町村自治体の中小企業振興基本条例策定に向けた道の役割について伺います。

道内の自治体のうち、先行して条例を策定した釧路市では、域内循環をテーマに、また、別海町においては、医療機関へのサポートなども含めた条例制定の議論が行われており、条例制定の成果として、中小企業経営者みずからが、自分たちの会社や地域を改めて見直したこと、行政と中小企業経営者や、農業と商工業といった、さまざまな垣根がなくなり、ともに地域経営のパートナーとして、水平なコミュニケーションができるようになったことが挙げられていました。

市町村自治体の中小企業振興基本条例の策定に向けた道の役割について、どのように認識し、今後、どのような視点で取り組むのか、伺います。

次に、フード・コンプレックスについて伺います。

中小企業の視点で、フード・コンプレックスの検証を試みるとき、北海道の製造業の3割を超え、ほぼすべての自治体に存在する食品加工業にとって、フード・コンプレックスはどうあるべきかという視点も必要であると考えます。

フード・コンプレックスは、三つのエリアを設定し、食品加工、医薬品、水産、農業などの分野の研究開発拠点として、世界に北海道を発信していくとともに、食クラスター活動と連携して、全道に波及効果を浸透させていく取り組みと承知しています。

そこで伺いますが、まず、食品加工業の実態や課題を道はどのように把握した上で、どのようにその成果を地域に広げていくのか、伺います。

次に、植物工場について伺います。

フード・コンプレックスでは、輸入代替などのために、植物工場の基本戦略の構築に取り組むとされています。

植物工場について調べたところ、道内の植物工場の多くが、その施設整備や農業資材を含めて、オランダなどの輸入資材を使っています。輸入代替という目標を掲げながら、基本システムや農業資材を輸入に頼っているのは、本当の意味の食料自給にも、道内のものづくりの発展にもつながらず、非常に違和感を覚えるところですか。

北海道においても、産学官を挙げて、独自のシステムの開発、構築などにも取り組む必要があると考えますが、道は、どのように取り組もうとしているのか、伺います。

また、植物工場への新エネルギーの活用などについてですが、北海道で進められている植物工場は密閉型で、イメージとして、北海道がこの間進めてきた有機農業、クリーン農業のイメージを損なうのではないかと心配する消費者の声も聞きますが、道としては、ブランド戦略も含めて、どのように考えるのか、伺います。

また、密閉型の植物工場は、化石燃料への依存度も高く、新エネルギーの活用を推進すべきと考えますが、道の考え方を伺います。

最後に、エネルギー政策について質問いたします。

前回の議会で、省エネ・新エネ促進条例を脱原発条例としてより強化すべきと求めた私の質問に対して、知事は、脱原発の視点に立って、新エネルギーの利用を拡大する旨を定めた条例の趣旨を踏まえ、関連産業の振興など、民間活力の積極的な活用を受けて、計画達成に向けて積極的に取り組むと答弁をされました。

私は、民間活力の積極的な活用を促すためにも、現在の条例の中では過渡的としてしか明示されていない原子力発電所について、廃炉に向けたゴールが明確であることが望ましいと考えます。

現在、中央政府においては、原則、40年廃炉を基本とした方向が示され、私は、この原則に立って考えていくことが重要だと考えますが、40年を超えた原子力発電所の稼働について、知事の認識をまず伺います。

次に、原子力発電所の新規立地、増設についての考え方を伺います。

40年廃炉の原則に立つと、泊原発1号機が1989年、2号機が1991年、3号機が2009年の運転開始であり、おのずと廃炉のゴールが決まります。

原子力発電所に賛成か反対かという従来の議論の枠組みを超えて、北海道のポテンシャルを

最大限に生かすための法制度整備や社会資本整備のあり方、また、税財政のあり方なども含めて、中央政府に対して地方から戦略的に議論を展開するためにも、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例を有する北海道の知事として、今後、原子力発電所の増設や新規立地を行わないことを条例の中に明記すること、もしくは、北海道知事として、具体的に表明されることは非常に意義のあることだと考えます。

また、こうしたリーダーシップを道内外に向けて発信されることが、3期目の当初から、北海道価値の具現化をお訴えになっている知事の最も重要な責務だというふうに考えます。知事の見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

◎（知事高橋はるみ君）（登壇）広田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、東日本大震災の教訓を踏まえた道の政策展開に関し、まず、自治体間連携についてであります。東日本大震災のような大規模災害により、市町村が深刻な打撃を受けた場合に、被災した自治体だけで早期に復旧することは難しいものと考えており、現在、道では、市長会、町村会等と検討会議を設け、災害時の、道及び市町村相互の応援協定の見直しなど、自治体間の連携協力体制の整備に向けた検討を進めているところであります。

こうした災害対応時の連携のみならず、日ごろから、姉妹都市提携など、歴史や文化を通じた交流、生産者と消費者の顔の見える販売活動等を通じて、都市と農山漁村などが、行政や住民レベルでの相互理解を深めることは、災害時のきめ細やかな支援活動にもつながるものであり、道といたしましては、こうした地域間の交流、連携が一層促進されるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、被災者支援については、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、本道の環境政策に関し、まず、温室効果ガスの削減目標の見直しについてであります。現在、国においては、エネルギー政策の見直しとあわせ、地球温暖化対策についても、この夏ごろをめぐり、新たな施策の検討が進められているところであります。

このため、道といたしましては、今後の国の温暖化対策や、道の新たな省エネ・新エネ促進行動計画の目標値の設定状況を踏まえ、さらには、毎年度の実績報告による、特定事業者等の排出状況なども勘案しながら、削減目標等を見直しを行ってまいります。

次に、カーボンオフセットの取り組みについてであります。特定事業者において、温室効果ガス削減のための取り組みとあわせて、カーボンオフセットなど、独自の温暖化対策の取り組みを行うことは、排出量の削減だけでなく、事業者における地球環境への貢献をアピールする上でも効果的と考えられるところであります。

現在、実績報告書などに、こうした取り組みの記載を求めていることから、道といたしましては、今後、カーボンオフセットの取り組みなども記載できるようにし、これを公表することにより、事業者における積極的な温暖化対策の取り組みを促してまいります。

次に、条例の目的達成に向けた取り組みについてであります。平成21年の条例施行以来、道では、北海道地球温暖化対策推進計画を策定し、重点的に取り組む施策をガイア・NEXTプロジェクトとして掲げ、庁内はもとより、市町村や道民、事業者との連携のもと、これらの施策に取り組んでまいったところであります。

昨年度は、施行後、初めてとなる、環境審議会による施策の点検評価を受け、一定の成果が認められるが、引き続き効果の把握に努める必要があるとの評価をいただいたところであります。

道といたしましては、こうした外部評価の結果や、東日本大震災後の国の新たな温暖化対策なども踏まえ、条例の目的を効果的に達成する観点に立って、施行状況についての検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるなど、温暖化対策の一層の推進に取り組んでまいります。

なお、環境配慮契約法に係る検討状況などについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、本道の中小企業の振興に関する条例などについてであります。本道においては、企業の99%が中小企業であり、本道経済の活性化を図るためには、その中核をなす中小企業の振興が重要でありますことから、道においては、平成19年に産業振興条例を制定し、この条例において、道の責務、事業者の役割、施策の基本方針などを規定するとともに、人材の育成、経営の革新、創業の促進、販路の開拓などの支援施策を掲げたところであります。他府県においても、18府県が同趣旨の条例を制定いたしているところであります。

道といたしましては、今後とも、この産業振興条例に基づき、本道の地域経済や雇用の担い手として重要な役割を果たしている中小企業の振興に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、市町村における条例制定などについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、フード・コンプレックス総合特区の成果についてであります。本道の食品工業は、道内の製造品出荷額の約4割を占める重要な産業であります。国内外における競争の激化や、消費者ニーズの多様化の中で、付加価値の高い商品づくりや、海外も視野に入れた販路の拡大などが求められているところであります。

このため、オール北海道で食クラスター活動を推進し、地域や事業者が抱える具体的な課題の解決に向け、さまざまなプロジェクトに取り組んでいるところであります。フード特区は、こうした活動の大きな推進力となるものであり、食クラスター連携協議体の戦略タスクフォースにフード特区機構も参画するなど、一体となった取り組みを進めているところであります。

道では、フード特区において取り組む、食品の機能性に関する研究開発や、東アジアへの販路拡大などの成果について、食クラスター活動等を通じて、道内に広く情報提供を行うなど、その効果的な活用を努め、食産業立国に向けた取り組みが全道の各地域で加速されるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、植物工場についてであります。植物工場は、道内においても、大規模施設が稼働するなど、導入の動きが活発化してきているところであり、施設整備に多額の資金を要するといった課題があるものの、本道の園芸において、野菜等の周年的な供給や生産性の向上などを図る上で、重要な取り組みと認識をいたしております。

このため、道においては、昨年度から、産学官が連携しながら、植物工場に関する技術や情報の集積、発信、道内の事例調査などを実施してきたところであり、今後、フード特区機構において構築されるモデル戦略なども踏まえ、北海道に適した栽培品目や生産システム等を示す普及実践モデルを策定し、施設園芸の高度化を図ってまいりたいと考えております。

なお、植物工場における新エネルギーの活用などについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

最後に、本道のエネルギー政策に関し、原子炉の運転期間についてであります。このたびの原子炉等規制法の一部改正において、発電用原子炉を運転することができる期間を40年とし、20年を超えない期間を限度とし、1回に限り延長することができることとされ、また、運転期間の制限は、施行後、速やかに検討することとされているところであります。

私といたしましては、これまでも、原子力発電所については、安全を最優先に対応すべきと申し上げてきておりますが、こうした観点から、年数を経過した原子炉への対策は必要であると考えているところであり、原子炉の運転期間についても、今後設置される原子力規制委員会のもとで、しっかりと検討し、説明していただきたいと考えているところであります。

なお、省エネ・新エネ促進条例については、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

◎（総合政策部地域振興監石橋秀規君）（登壇）東日本大震災の教訓を踏まえた道の政策展開に関し、被災者支援についてでございます。道では、昨年度から、夏休み期間の子どもたちの一時避難を中心に、往復の交通手段を確保する取り組みを行っているところであり、こうした子どもたちの一時避難につきましては、受け入れを行っている市町村や支援団体などにおいて、道による支援制度のほか、民間の助成制度なども利用して、被災者の心身のリフレッシュ

ユや被災地との交流促進など、さまざまな取り組みが進められているところでございます。

道におきましては、これまでも、関係各部が一体となって、被災者支援の取り組みを進めてきたところでありますが、今後、被災県からの要望や、道内の市町村、支援団体の御意見を伺うなど、支援に携わる方々と十分連携を図りますとともに、一層の庁内連携に努めながら、効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

◎（環境生活部長伊藤・宏君）（登壇）環境政策に関し、環境配慮契約法に係る検討状況についてでございますが、この法律は、国や地方自治体等が行う、電気や自動車の購入などの分野における契約に関し、温室効果ガス等の削減に配慮した調達制度を定めたものでございまして、道では、これまで、これらの分野における二酸化炭素の排出実態や契約状況などのほか、他都府県の取り組み状況の把握を行ってきたところでございます。

他都府県では、8都府県で電気の購入、3府県で自動車の購入、1県で建築物の設計の分野で、この制度が導入されているところでございますが、導入を検討している自治体では、財政的な負担の増加や、入札の競争性の確保といった課題も挙げられているところでございます。

道といたしましては、今後、他都府県の実施状況なども参考とし、制度の導入に当たっての課題整理や効果の評価などを行いますとともに、庁内関係部局による協議の場を設け、引き続き、効果的な導入のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、温暖化対策に関し、初めに、特定事業者の取り組み状況についてでございますが、北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定事業者から提出のございました、平成22年度の実績報告によりますと、343事業者の合計排出量等は、21年度に比べ、二酸化炭素換算で90万トン、率にいたしまして4.1%の減少となったところでございます。

また、これは、道の推進計画で掲げました削減目標から試算をした1年間の削減見込み量の42万トンを上回る結果となっております。

今回の実績報告は、条例施行後、初めての報告でありますことから、これをもって、現時点で、特定事業者における削減状況を正しく評価することは難しいところでございますが、条例の制定により、事業者において前向きな取り組みが進められているものと受けとめているところでございます。

次に、廃棄物処理業における削減対策等についてでございますが、廃棄物処理業におきましては、廃棄物の処理量と排出量が連動して増減いたしますことから、平成22年度におきましては、処理量が前年度より増加したことが、排出量の増加につながったものと考えられ、他業種と同様に取扱うことは難しい面があるところでございます。

道といたしましては、処理事業者における、廃棄物発電の導入ですとか熱利用などの取り組みの促進により、単位処理量当たりの排出量の抑制を図りますとともに、リサイクルの推進など、市町村や関係団体などと連携をいたしまして、道内における廃棄物の削減に取り組むことが、廃棄物処理業からの温室効果ガスの排出削減にもつながるものと考えているところでございます。

次に、条例対象事業者等の把握についてでございますが、条例におきましては、一定規模以上の駐車場でのアイドリングストップの周知ですとか、自動車の販売時や家電販売時における、省エネ性能などの情報提供といった、事業者の義務を規定しているところでございます。

このため、道では、これまで、関係業界や市町村などの協力をいただきながら、対象事業者や施設等の把握に努め、2000を超える事業者に対して、制度の周知を行ってきたところでございます。

今後におきましても、関係業界等と連携をいたしまして、制度の実施状況についての的確な把握に努めますとともに、対象事業者に対して、条例に基づく取り組みの徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、届け出制についてでございますが、条例上の義務の周知に当たりまして、道では、これまで、条例の内容について、道のホームページで解説をしておりますほか、説明会を開催し

て、直接、事業者に周知を図るなどいたしまして、対象事業者等の把握に努めてきたところでございます。

今後、関係団体の方々の御協力をいただきながら、より効果的な事業者等の把握方法を検討し、条例の周知徹底を図ることとしておりますが、議員が御指摘の届け出制についても、その有効な手法の一つと考えているところでございます。

次に、PCB廃棄物に関し、初めに、廃棄物の保管状況などについてでございますが、道内における保管台数は、平成22年度末現在、高圧トランス及びコンデンサーが約5600台、安定器が約21万台となっております。

このうち、沿岸地域を有する83市町村に保管されておりますトランス及びコンデンサーは約3000台、安定器は約14万台となっておりますが、津波浸水予想地域に特定をいたしました取りまとめは、現在のところ、行っていないところでございます。

いずれにいたしましても、津波による浸水が発生した場合に、これらの廃棄物の流出を防止する必要がありますことから、道といたしましては、今後、国や処理事業者と連携をしながら、道内の保管事業者に対し、道の津波浸水予測図などを参考に、適切な保管を行うよう、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、安定器の実態把握についてでございますが、PCB廃棄物の保管事業者は、PCB特別措置法に基づき、保管状況等の届け出義務がございまして、道内では、PCBを含む使用済み安定器につきましても、先ほど申し上げましたとおり、平成22年度末現在で約21万台が届け出をされているところでございます。

一方、現在使用中の安定器につきましても、使用が終了し、廃棄物となった時点で、初めてPCB特別措置法上の届け出義務が生じますことから、使用者が、PCB使用の有無を確認し、法律に基づき届け出するよう促すことが重要と考えているところでございます。

道といたしましては、これまで、新聞広告やホームページを活用して、保管事業者に対する周知を図ってきたところでございますが、今後も継続的に、届け出義務についての周知を行いますとともに、関係部局や電気工事事業者団体と連携いたしまして、安定器を使用している事業者等の把握に努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、安定器の解体等に関してでございますが、道といたしましては、PCB廃棄物の処理に当たりましては、PCBの飛散、流出を防止する観点から、解体等を行わず、処理施設に持ち込むことが基本と考えております。

持ち込み前に、やむを得ず解体する場合におきましても、安全性を確保する必要がありますことから、これまで、国に対して、道外での解体の実態や、安全に分解する技術などについて、より詳細な検討を行い、明確な指導方針を示すよう、要望してきたところでございます。

国におきましては、学識経験者などから成る検討委員会を設置し、PCB廃棄物処理事業の検証や今後の取り組みについて検討してきており、この中で、解体等を行う場合のPCBの飛散防止対策や、取り扱いのルール化などについても議論されておりますことから、道といたしましては、近く取りまとめられる予定のこの検討結果を踏まえまして、早期に指導方針を示すよう、引き続き、国に要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

◎（経済部長山谷吉宏君）（登壇）北海道の中小企業政策に関し、市町村における条例制定などについてであります。道におきましては、条例に基づく産業振興施策の展開に当たり、市町村や経済団体、産業支援機関と密接に連携して取り組んできており、市町村においても、道の施策との連動や、それぞれの地域特性を生かした独自の施策展開を図ることは、意義あることと考えております。

条例制定そのものは市町村独自の判断であり、道といたしましては、地域経済の活性化に向けて条例制定に取り組む市町村に対して、先行事例の状況や関係法令との整合性など、必要な情報提供や助言に努め、その取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、北海道のエネルギー政策に関し、省エネ・新エネ促進条例についてであります。現



在、国においては、中長期的なエネルギー選択に関連して、原発への依存度低減の選択肢や、再生可能エネルギーの導入可能性などについて検討がなされており、8月ごろを目途に、革新的エネルギー・環境戦略を決定するため、今後、国民的議論が行われるものと承知をいたしております。

道といたしましては、こうした国の政策動向を注視するとともに、省エネ・新エネ促進条例の趣旨を踏まえ、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えており、これまでも、全国知事会などと連携し、その導入促進等について、国に対する要望等を行ってきたところであります。

以上でございます。

◎（農政部長羽貝敏彦君）（登壇）フード・コンプレックスに関しまして、植物工場における新エネルギーの活用などについてであります。植物工場は、温度、水分、栄養分などの栽培環境を人工的に制御する生産方式でありますことから、肥料の効率的な利用や、農薬使用量の低減を図ることができるものと認識しております。

また、施設園芸を推進していく上におきましては、こうした生産資材の節減とあわせて、エネルギーコストの低減を図っていくことが重要と考えておりました。道といたしましては、日射量など、地域の持つさまざまな自然条件を効果的に活用した栽培はもとより、地中熱を利用した栽培技術の開発、実証に取り組むほか、温泉熱や雪氷熱などといった新エネルギーの活用の高度化につきましても、推進をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（36番広田まゆみ君）（登壇・拍手）指摘を交えて、再質問いたします。

まず、北海道の中小企業政策についてですが、中小企業振興基本条例に関して、先ほど、釧路や別海などの先進自治体の事例を少し御紹介させていただきました。11の市町村自治体で既に条例がつけられているところです。

具体的な経済活性化の目に見える効果は、これからだと思いますが、少なくとも、これまでサービスの受け手だった人たちが、みずから、サービスのづくり手、地域変革の主体に変わっていくということは、地域の未来にとって大きな財産であり、私としては、人口減少社会を生き抜くかぎの一つでもあると考えているところです。

加えて、中小企業振興基本条例を制定された全国の自治体の先進事例を見ますと、条例をつくっただけで終わらずに、条例策定前から始まっていた、地元大学と連携した中小企業の実態調査に基づく——誘致一つをとっても、きちんと調査に基づいた経済政策や、中小企業の当事者が参加をして、中小企業の視点で、自治体の経済政策の評価を行う場としての中小企業振興会議の設置など、そうした取り組みが報告をされています。

市町村において、こうした取り組みが進む中、私は、道にこの視点が最も欠けているのではないかと考えます。

道として、何のために中小企業を支援するのかを明確にした上で、中小企業経営者が参画をした政策決定や、例えば、観光振興政策やフード特区の政策などについての評価の場の設置なども重要であると考えます。

中小企業憲章の理念に照らした、中小企業政策全体の再検討について、指摘をさせていただきます。

次に、植物工場についてですが、植物工場については、私も、従前から、施設園芸の高度化という観点、通年雇用の観点から、興味、関心を持っておりましたが、今回、フード・コンプレックスに取り上げられたということで、改めて、植物工場について調べさせていただきました。

施設園芸の先進国・オランダの植物工場、いわゆるグリーンハウスは、エネルギーを消費する施設ではなく、エネルギーを生産する施設であるという考え方が定着しています。オランダ国内の供給電力の10%がこのグリーンハウスで生産され、余剰電力は売電し、余剰熱は、地

域の福祉施設や学校に送られていると聞きます。

天然ガス資源の活用など、基本的な条件が異なるので、オランダと北海道の単純比較はできませんが、オランダにおいても、天然ガスが有限資源であることから、2020年以降は、地球環境にニュートラルなグリーンハウスしか建設しないことを打ち出し、ヒートポンプの導入など、着実な技術開発などが行われています。

フード・コンプレックスにおける植物工場の検討においては、北海道電力さんなども参加をされていると承知しています。この植物工場について、エネルギーを消費する対象としてではなく、エネルギーを生産する施設としての検討をお願いしたいというふうに思います。

また、植物工場を切り口とした議論で、農政部のほうから御答弁をいただきました。この間の議論で、オランダの事例もそうですが、デンマークやドイツなどで、再生可能エネルギーの活用促進の取り組みが、農家の所得補償として位置づけられています。

残念ながら、農政部においては、このような取り組みが消極的だと私としては受けとめております。

植物工場に関しても、まず、農政部として、農家の所得補償の観点からも、力を入れて再生可能エネルギーの活用推進について課題整理をされるよう指摘するとともに、農政部としての植物工場の取り組みが、これまでの施設園芸の高度化なのか、北海道における新たな農業のスタートになるのか、そうしたことを明確に整理された上で取り組んでいただけますよう——もし、取り組んでいくのであれば、オランダのグリーンハウスのモデルのように、エネルギー消費ではなく、エネルギーを生産して、農家の所得向上や地域の所得向上につながっていくような取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

最後に、エネルギー政策に関し、原子力発電所の新規立地、増設についての考え方を伺います。

繰り返しますが、私が冒頭で申し上げましたように、知事は、平成24年度の重点政策の基本的な考え方として、これまでの延長線上ではない、新たな視点を持った政策展開が迫られていることを明らかにされています。

経済部長の答弁にもありましたように、8月を目途に、中央政府のエネルギー基本計画の見直しが行われていることは承知をしておりますし、国民的議論のあり方も含め、議論されていることは承知をしております。

しかし、私は、北海道知事には、この国民的議論、あるいは国の戦略決定に先立って、その議論をリードする力と責任があると私は考えます。

もちろん、政権与党の一員として、私自身も、最後の最後まで、中央政府が責任を果たすよう、努力する立場ではございますが、関東や関西のポテンシャルと北海道の再生可能エネルギーのポテンシャル、産業構造は全く違います。

そして、何よりも、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例という条例を北海道は持っています。再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有し、そして、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例を有する北海道の知事として、新規立地、増設はしないということを、可能な限り早目に表明し、国民的議論をリードすることが北海道知事の責任であると私は考えます。

再度、新規立地、増設についての知事の見解をお伺いいたします。

以上でございます。（拍手）

◎（知事高橋はるみ君）（登壇）広田議員の再質問にお答えをいたします。

北海道のエネルギー政策に関連してであります。私といたしましては、省エネ・新エネ促進条例の趣旨を踏まえ、太陽光や風力など、多様なプロジェクトの早期実現や、小水力など、地域特性を生かしたエネルギーの地産地消の推進など、再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。